

松原市立恵我南小学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、まさに人権に関わる重大な問題である。

また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする未然防止に、全ての教職員だけでなく、家庭や地域とも連携して取り組んでいかなければならない。

さらに、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも、必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ちがいをありのままに受け止め、仲間とともに成長する力と態度を育てよう」を人権教育の基本方針の一つとし、

- ・多文化共生を含め、豊かな人権感覚を育むカリキュラムの実践
- ・児童の実態把握を基盤にした、いじめや不登校未然防止の取組

を実践的重点課題として、人権教育はもとより、いじめや不登校未然防止の取組に重点をおいて、以前より取り組んでいる。昨年度も児童会が中心となり子どもたち自らが「いじめ」は許さないというアピール活動を実施し、いじめ防止に向けた取組を進めている。しかし、如何なる時にも対応できるよう、本校は学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服にむけて取り組み、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号。以下「法」という)第13条の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「恵我南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめの定義

推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童に対して、その児童が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名 〔いじめ防止対策委員会〕

(2) 構成員 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、児童会担当 各学年で構成する生活集団づくり部が担う。

※必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることがある。

- ・日常の取組としては、いじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織である「生活集団づくり部」に位置付ける。委員長は「生活集団づくり部」の部長が担う。
- ・いじめの対応においては、担任・学年教職員・管理職で対応し、必要に応じて組織を拡大し、重篤な事態のいじめ対応においては、全教職員で対応する。

(3) 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施やいじめ防止の具体的な年間計画（道徳・総合・児童会・学校行事・アンケート・その他）の作成・実行・有効性の検証・学校基本方針の見直しを行う。
- ・いじめの対応
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・教職員の資質能力向上のために校内研修（外部専門家の講演・外部講師の授業など）を計画。

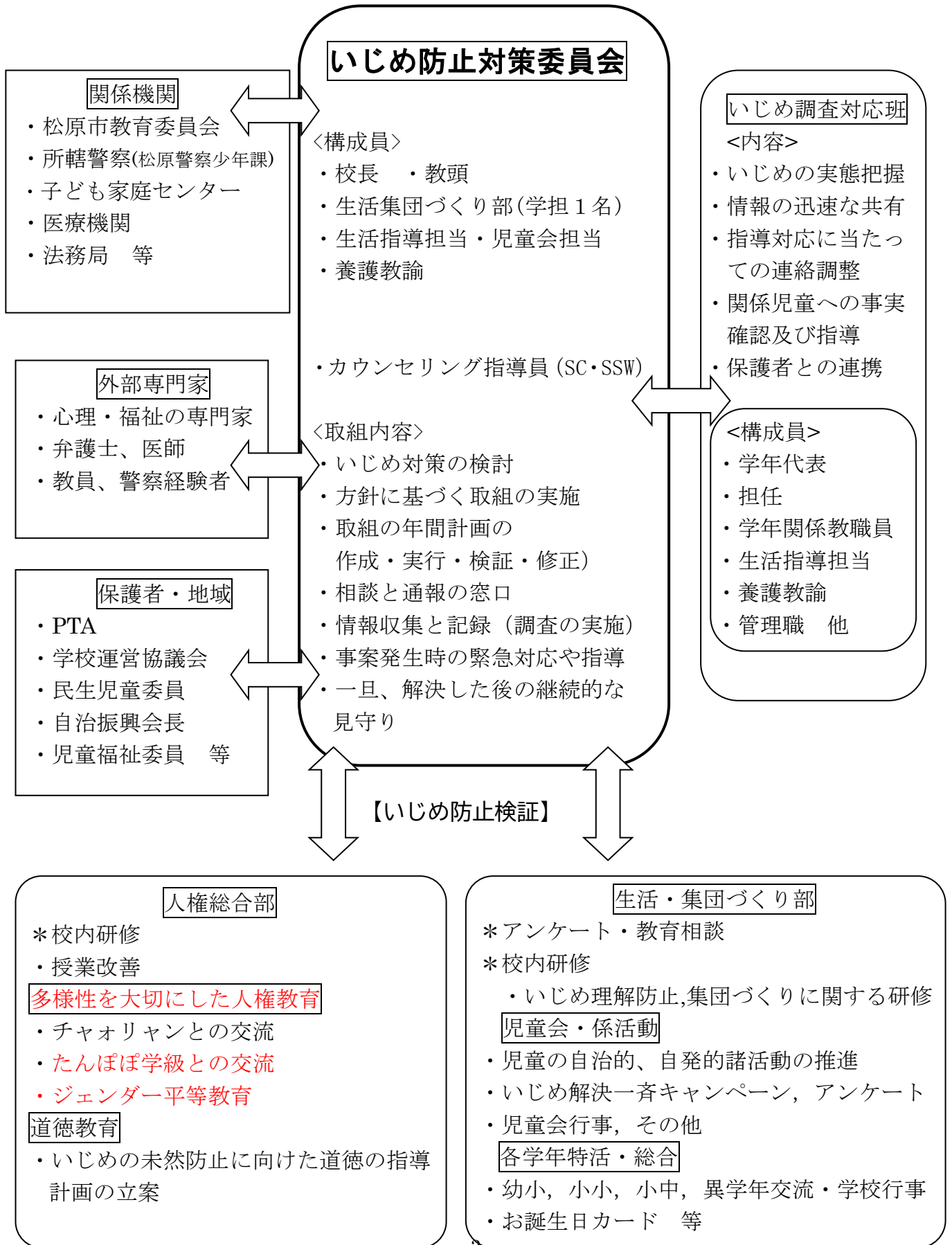
(4) いじめ防止についての把握・取組及び検証

以下の項目について内容・時期・対象者・時間・成果等をまとめる。

- 1) 授業改善に関する取組（わかる授業づくり）どの子も大切にされる授業づくり
 - 2) 子どもの人間関係・集団づくり社会性育成を目的とした取組
 - 3) いじめに関する学習（道徳・総合・特活）の取組
 - 4) 児童会の取組（いじめ防止に向けた児童会の取組）
 - 5) 保護者や地域に対する啓発取組
 - 6) 健康生活アンケート・定期的個人面談の取組
- ・学年会議、職員会議、校内研修等で情報交換を行う。
 - ・取組評価アンケートをとり、集計し、検証会議・研修を持つ。
 - ・当該組織は、学校基本方針の見直し、計画の進捗状況の把握、ケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどの取組検証を担う。

(5) 恵我南小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織図及び指導体制

〔法〕第22条に基づく組織



3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できるような分かる授業づくりや集団づくりを全教職員で推進していくとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る取組計画等を具体的に盛り込む。また、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。そして、児童が学級集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係を構築し、家庭、地域と連携して育てる学校風土をつくることがいじめを未然に防ぐ手だてとなすものである。

(2) 未然防止のための取組み

いじめの未然防止は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できる学校づくりを進めることから始まる。また、人権教育・道徳の授業や児童会主体の取組を進めていくことにより、すべての児童に集団の一員として自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係を児童自らつくりだすことがいじめの未然防止の第一歩となる。

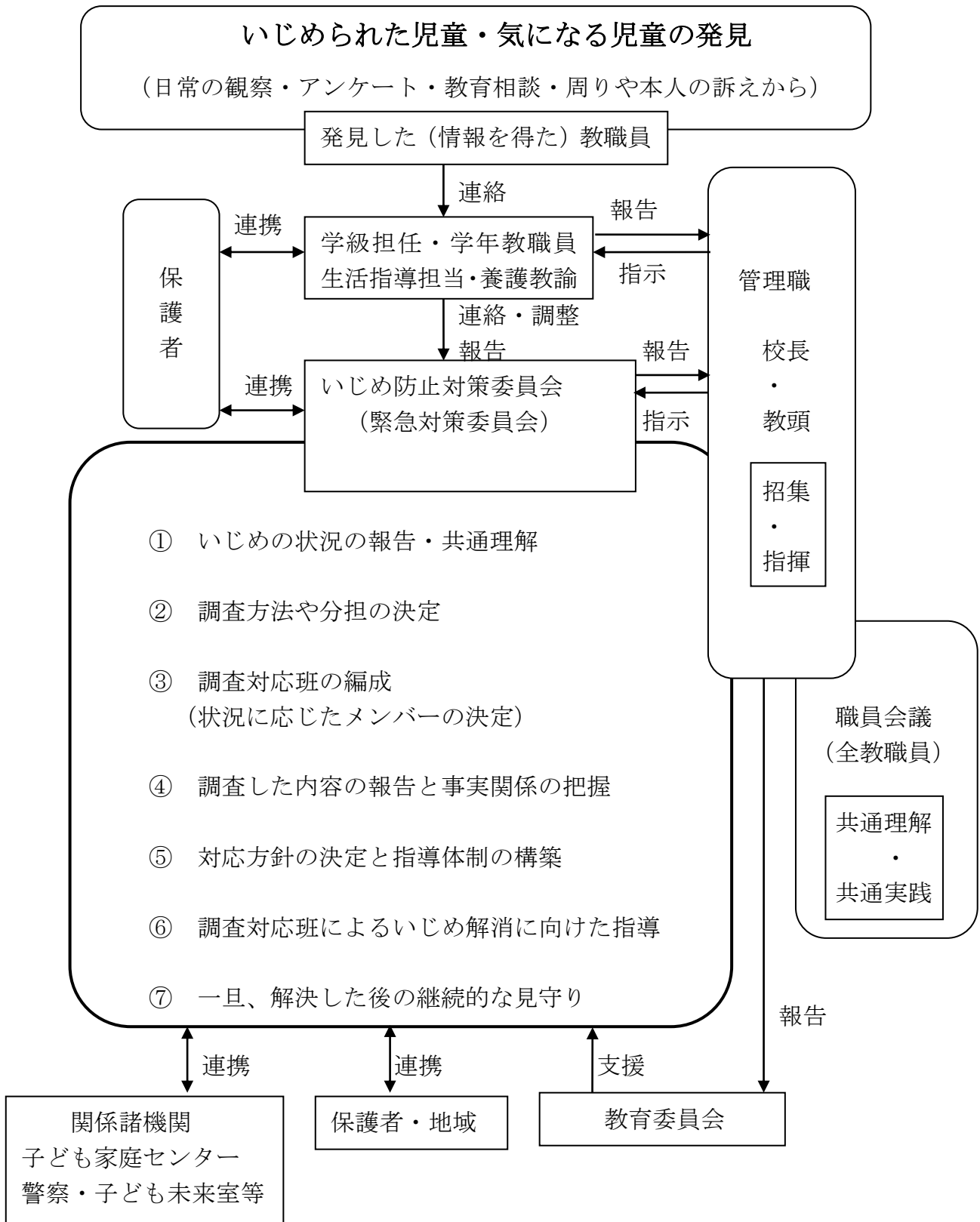
- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるように努める。
- ② 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的な活動に学ぶ機会を設けたりすることで、ストレスを生まない学校づくりを進め、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ③ いじめにつながりやすい感情をおさえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
 - ・遠足や宿泊訓練、小小交流、幼小交流 小中交流において、他人の役にたっている、他人から認められる等自己有用感を得ることで人権尊重を培う。
- ④ 一人ひとりを大切にした分かる授業づくりに努め、子どもが活躍できる集団づくりを進める。
 - ・学力に対する自信のなさや不安・冷やかし・からかいなどは学習意欲を低下させ、そのストレスがいじめを引き起こす原因となる。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方についての校内研修を図る。
- ⑤ 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅宣言・いじめ防止キャンペーンや相談箱の設置など）を進める。

(3) 早期発見のための取組み

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。そして、教職員全体が積極的に情報交換を行い、情報を共有し、解消に向け、迅速に取り組む。

- ① ささいな変化に早期に気づき、個々の児童の丁寧な内面把握に努める。
 - ・表情の観察、個人（学級）日記、自主ノート、班ノート、保健室、相談室での様子、保護者地域からの情報等
 - ・目に見えにくい実態把握→定期的なアンケート調査（6月11月2月）で捉える
教育相談（担任・スクールカウンセラーの相談）の実施
 - ・個人面談（家庭と連携）学期末懇談をいかす
 - ・相談箱、相談電話（24時間いじめ相談ダイヤル）の活用
 - ・班長会議や学級会、学年集会などに向けた集団づくりの推進
 - ・学校は児童会などのいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 気づいた情報を確実に教職員間で早期に共有
 - ・5w1H等を付箋紙等に簡単にメモして、いつでも共有できるようにする。
 - ・個人情報については、秘密厳守。
- ③ 情報に基づき速やかに対応する。（組織対応で事実確認→今後の対応を決めて実行→全職員に必要な情報提供を行う）

【 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ 】



(4) いじめ認知後における早期対応の取組

基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象を教訓化し、教育課題へと高めることが大切である。

いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
 - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（松原警察少年課）や関係諸機関（富田林子ども家庭センター・子ども未来室・市教育委員会）と相談し、対応方針を検討する。
- ⑥ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。被害児童から直接聞き取り不可能な場合、保護者の要望・意見を十分に迅速に聴取する。
 - ・その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方にあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。また、個人情報取り扱いについて守秘義務の保護を徹底する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ・いじめられた児童や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。事態の状態に応じては、複数教職員の見守りなど行き安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。学校生活復帰の支援や学習支援の必

要性など児童の状態に合わせた継続的なケアに配慮する。別室指導や状況に応じた出席停止制度を活用して、いじめられた児童が安心して落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。その際、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。

- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、日頃より十分な注意を払い、継続して日々の声掛けや学校生活の聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
 - ・いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
 - ・いじめがあったと確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的に動く。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、

人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請、大阪の「子どもを守るサイバーネットワーク」活用等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関、大阪法務局、人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携し、「学校ネットパトロール」等から状況を把握し対応し早期発見、早期対応に努める。
- ③ 情報モラル教育を進める。「情報」の授業において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- ④ 学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

緊急・重篤な事案への対応

① 重大ないじめとは

- 「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童が暴行や傷害等犯罪行為、自殺を企画した場合等)
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

② 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに松原市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。
- ・直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・学年、学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

4. いじめ防止等に係る年間指導計画（別添）

5. その他

